

2018年1月19日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦

要 請 書

U A ゼンセンは、一人ひとりが人間らしく心豊かに生きていく持続可能な社会を目指し、様々な分野で政策実現活動に取り組んでいます。

U A ゼンセン総合サービス部門フードサービス部会は、外食産業の労働組合で構成しておりますが、働く現場における受動喫煙の問題についてかねてより懸念を抱え、その対策に取り組んできております。

労働安全衛生法の改正（2014年6月25日公布）によって職場の「受動喫煙防止対策」が事業者の努力義務となったこともあり、厚生労働省の指針などを踏まえた対策が近年着実に進展してきています。しかしながら、顧客に相對しながらサービスの提供を行う外食産業などの現場においては、その取り組みが極めて遅れている状況にあり、U A ゼンセンの調査では、食事を提供する場（従事する店舗）において、働く者の受動喫煙が全体の約6割に上る状況です。

このような状況を踏まえ、働く立場からの意見・提言として、公正かつ実効性のある受動喫煙対策を実施していただくよう以下2点について要望します

- 食事を提供する場については、原則全面禁煙とする。空間分煙（店舗などの飲食スペースを空間的に分ける）についても禁止とする。
- 国民及び事業者の受動喫煙防止に関する取組み促進、普及啓発、情報提供を行う。

（別紙）外食産業における受動喫煙に関するアンケート（概要）

以上